

独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律

独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条」を「第十七条の五」に改める。

第三条及び第十三条第一項第一号中「貸与」の下に「及び支給」を加える。

第十四条第一項中「「学資金」を「学資貸与金」に、「学資金（）」を「学資貸与金（）」に、「第一種学資金」を「第一種学資貸与金」に、「第二種学資金」を「第二種学資貸与金」に改め、同条第二項中「第一種学資金」を「第一種学資貸与金」に改め、同条第三項中「第二種学資金」を「第二種学資貸与金」に改め、同条第四項中「第一種学資金」を「第一種学資貸与金」に、「第一種学資金」を「第二種学資貸与金」に改め、「その学資金」を「その学資貸与金」に改め、同条第五項中「第一種学資金」を「第一種学資貸与金」に、「第二種学資金」を「第二種学資貸与金」に改め、同条第六項中「学資金」を「学資貸与金」に改める。

第十五条の前の見出し中「返還」を「学資貸与金の返還」に改め、同条中「学資金」を「学資貸与金」に改める。

第十六条中「第一種学資金」を「第一種学資貸与金」に、「その学資金」を「その学資貸与金」に改める。

第十七条中「学資金」を「学資貸与金」に改め、第三章中同条の次に次の四条を加える。

(学資の支給)

第十七条の二 第十三条第一項第一号に規定する学資として支給する資金（以下「学資支給金」という。）は、優れた学生等であつて経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者に対して支給するものとする。

- 2 学資支給金の額は、学校等の種別その他の事情を考慮して、政令で定めるところによる。
- 3 前二項に定めるもののほか、学資支給金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

(学資支給金の返還)

第十七条の三 機構は、学資支給金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、文部科学省令で定めるところにより、その者から、その支給を受けた学資支給金の額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

- 一 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき。

二 学生等たるにふさわしくない行為があつたと認められるとき。

(不正利得の徴収)

第十七条の四 機構は、偽りその他不正の手段により学資支給金の支給を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた学資支給金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特權の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(受給権の保護)

第十七条の五 学資支給金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

第二十一条中「第一種学資金」を「第一種学資貸与金」に改める。

第二十三条の次に次の二条を加える。

(学資支給基金)

第二十三条の二 機構は、第十三条第一項第一号に規定する学資の支給に係る業務及びこれに附帯する業務

に要する費用に充てるために学資支給基金を設け、第四項の規定により交付を受けた補助金の金額及び学資支給基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

- 2 学資支給基金の運用によつて生じた利子その他の収入金は、学資支給基金に充てるものとする。
- 3 通則法第四十七条及び第六十七条（第七号に係る部分に限る。）の規定は、学資支給基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。
- 4 政府は、毎年度予算の範囲内において、機構に対し、学資支給基金に充てる資金を補助することができ る。

(区分経理)

第二十三条の三 機構は、前条第一項に規定する業務（学資支給基金をこれに必要な費用に充てるものに限る。）については、特別の勘定を設けて経理しなければならない。

第二十五条第一号中「又は第十七条」を「、第十七条又は第十七条の二第一項」に改める。

第三十条に次の一号を加える。

三 第二十三条の二第三項において準用する通則法第四十七条の規定に違反して学資支給基金を運用したとき。

附則第十四条第三項中「「学資金」を「学資貸与金」に、「第一種学資金に」を「第一種学資貸与金に」に改め、「又は第十六条」の下に「の規定により第一種学資貸与金」を加え、「第十六条」を「若しくは第十六条の規定により第一種学資貸与金の返還を免除したとき」に改め、「第二十三条第三項」の下に「の規定により第一種学資金」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第二条 文部科学大臣は、この法律による改正後の第十七条の二第一項の規定により文部科学省令を定めよ

うとするときは、この法律の施行の日前においても、財務大臣に協議することができる。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の独立行政法人日

本学生支援機構法の規定の施行の状況を勘案し、学資の支給に係る制度の在り方について検討を加え、必

要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の見直しを行うものとする。

(住民基本台帳法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)一部改
正)

第五条 次に掲げる法律の規定中「貸与」の下に「及び支給」を加える。

一 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第一の四十七の五の項

二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十
七号)別表第一の八十一の項及び別表第二の百六の項

理 由

大学等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もつて教育の機会均等に寄与するため、特に優れた学生等であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者に対して学資を支給する業務を独立行政法人日本学生支援機構の業務に追加する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○ 独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○ 独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（機構の目的）</p> <p><u>第三条</u> 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給その他学生等（大学及び高等専門学校の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。）の修学の援助を行い、大学等（大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流（外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。）の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大學生等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もつて次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを</p>	<p>（機構の目的）</p> <p><u>第三条</u> 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等（大学及び高等専門学校の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。）の修学の援助を行い、大学等（大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流（外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。）の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大學生等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もつて次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを</p>

ることを目的とする。

目的とする。

(業務の範囲)

第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、学資の貸与及び支給その他必要な援助を行うこと。

二～十 (略)

二～十 (略)

(業務の範囲)

第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、学資の貸与その他必要な援助を行うこと。

(学資の貸与)

第十四条 前条第一項第一号に規定する学資として貸与する資金(以下「学資貸与金」という。)は、無利息の学資貸与金(以下「第一種学資貸与金」という。)及び利息付きの学資貸与金(以下「第二種学資貸与金」という。)とする。

第十四条 前条第一項第一号に規定する学資として貸与する資金(以下「学資金」という。)は、無利息の学資金(以下「第一種学資金」という。)及び利息付きの学資金(以下「第二種学資金」という。)とする。

(学資の貸与)

第二種学資貸与金は、優れた学生等であつて経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により著しく修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。

第二種学資金は、前項の規定による認定を受けた者以外の学生等のうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、大学その他政令で定める学校に在学する優れた者であつて経済的理由により修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。

第一種学資貸与金の額並びに第二種学資貸与金の額及び利率は、学校等の種別その他の事情を考慮して、その学資

第一種学資金の額並びに第二種学資金の額及び利率は、学校等の種別その他の事情を考慮して、その学資

その学資貸与金の種類ごとに政令で定めるところによる。

金の種類ごとに政令で定めるところによる。

- 5 第三項の大学その他政令で定める学校に在学する者であつて第二項の規定による認定を受けたもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、第一種学資貸与金の貸与を受けることによつても、なおその修学を維持することが困難であると認定された者に対しては、第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、第一種学資貸与金に併せて前二項の規定による第二種学資貸与金を貸与することができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、学資貸与金の貸与に關し必要な事項は、政令で定める。

(学資貸与金の返還の条件等)

- 第十五条 学資貸与金の返還の期限及び返還の方法は、政令で定める。

- 2 機構は、学資貸与金の貸与を受けた者が災害又は傷病により学資貸与金を返還することが困難となつたとき、その他政令で定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができる。
- 3 機構は、学資貸与金の貸与を受けた者が死亡又は精神若しくは身体の障害により学資貸与金を返還することができなくなつたときは、政令で定めるところにより、その学資貸与金の全部又は一部の返還を免除することができる。

- 5 第三項の大学その他政令で定める学校に在学する者であつて第二項の規定による認定を受けたもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、第一種学資金の貸与を受けることによつても、なおその修学を維持することが困難であると認定された者に対しては、第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、第一種学資金に併せて前二項の規定による第二種学資金を貸与することができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、学資金の貸与に關し必要な事項は、政令で定める。

(返還の条件等)

- 第十五条 学資金の返還の期限及び返還の方法は、政令で定める。

- 2 機構は、学資金の貸与を受けた者が災害又は傷病により学資金を返還することが困難となつたとき、その他政令で定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができる。
- 3 機構は、学資金の貸与を受けた者が死亡又は精神若しくは身体の障害により学資金を返還することができなくなつたときは、政令で定めるところにより、その学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

- 第十六条 機構は、大学院において第一種学資貸与金の貸与を受けた学生等のうち、在学中に特に優れた業績を挙げたと認められる者には、政令の定めるところにより、その学資貸与金の全部又は一部の返還を免除す

- 第十六条 機構は、大学院において第一種学資金の貸与を受けた学生等のうち、在学中に特に優れた業績を挙げたと認められる者には、政令の定めるところにより、その学資金の全部又は一部の返還を免除することができます。

ることができる。

できる。

(回収の業務の方法)

第十七条 学資貸与金の回収の業務の方法については、文部科学省令で定める。

(回収の業務の方法)
第十七条 学資金の回収の業務の方法については、文部科学省令で定める。

(学資の支給)

第十七条の二 第十三条第一項第一号に規定する学資と

して支給する資金(以下「学資支給金」という。)は、優れた学生等であつて経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者に対して支給するものとする。

2 学資支給金の額は、学校等の種別その他の事情を考慮して、政令で定めるところによる。
3 前二項に定めるもののほか、学資支給金の支給に關し必要な事項は、政令で定める。

(新規)

(新規)

(学資支給金の返還)

第十七条の三 機構は、学資支給金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、文部科学省令で定めるところにより、その者から、その支給を受けた学資支給金の額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。
一 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき
二 学生等たるにふさわしくない行為があつたと認められるとき。

(不正利得の徴収)

第十七条の四 機構は、偽りその他不正の手段により学資支給金の支給を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた学資支給金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(受給権の保護)

第十七条の五 学資支給金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(新規)

(政府貸付金等)

第二十二条 政府は、毎年度予算の範囲内において、機構に対し、第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務（第一種学資貸与金に係るものに限る。）に要する資金を無利息で貸し付けることができる。

2 政府は、機構が第十五条第三項又は第十六条の規定により第一種学資貸与金の返還を免除したときは、機構に対し、その免除した金額に相当する額の前項の貸付金の償還を免除することができる。

(学資支給基金)

第二十三条の二 機構は、第十三条第一項第一号に規定する学資の支給に係る業務及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるために学資支給基金を設け、第四項の規定により交付を受けた補助金の金額及び学資支給基金に充てることを条件として政府以外の者から出

(新規)

(政府貸付金等)

第二十二条 政府は、毎年度予算の範囲内において、機構に対し、第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務（第一種学資金に係るものに限る。）に要する資金を無利息で貸し付けることができる。

2 政府は、機構が第十五条第三項又は第十六条の規定により第一種学資金の返還を免除したときは、機構に對し、その免除した金額に相当する額の前項の貸付金の償還を免除することができる。

(新規)

えんされた金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 | 学資支給基金の運用によつて生じた利子その他の収入金は、学資支給基金に充てるものとする。

3 | 入金は、学資支給基金に充てるものとする。
通則法第四十七条及び第六十七条（第七号に係る部分に限る。）の規定は、学資支給基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。

4 | 政府は、毎年度予算の範囲内において、機構に対し、学資支給基金に充てる資金を補助することができる。

（区分経理）

第二十三条の三 機構は、前条第一項に規定する業務（学資支給基金をこれに必要な費用に充てるものに限る。）については、特別の勘定を設けて経理しなければならない。

第五章 雜則

（財務大臣との協議）

第二十五条 文部科学大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。
一 第十四条第二項、第三項若しくは第五項、第十七条又は第十七条の二第一項の規定により文部科学省令を定めようとするとき。

二・三 （略）

（新規）

（財務大臣との協議）

第二十五条 文部科学大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。
一 第十四条第二項、第三項若しくは第五項又は第十七条の規定により文部科学省令を定めようとするとき。

第六章 罰則

第三十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)
三 第二十三条の二第三項において準用する通則法第四十七条の規定に違反して学資支給基金を運用したとき。

3 2 第十四条 (略)
附則
(業務の特例等)

機構が第一項に規定する業務を行う場合における第十七条、第十八条第一項、第十九条第一項、第二十二条、第二十三条及び第三十条第二号の規定の適用について、第十七条中「学資貸与金」とあるのは「学資貸与金」(附則第十四条第一項に規定する第一種学資金を含む。)と、第十八条第一項及び第三十条第二号中「第十三条」とあるのは「第十三条及び附則第十四条第一項」と、第十九条第一項及び第二十三条中「第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務及び附則第十四条第一項に規定する学資金の貸与に係る業務及び附則第十四条第一項に規定する学資金の貸与に係る業務(附帶する業務を除く。)」と、第二十二条第一項中「第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務(第一種学資貸与金に係るものに限る。)」とあるのは「第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務(第一種学資貸与金に係るものに限る。)」及び附則第十四条第一項に規定する業務(附帶する業務)とあるのは「第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務(第一種学資貸与金に係るものに限る。)」及び附則第十四条第一項に規定する業務(附帶する

第三十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一・二 (新規)
三 第十四条 (略)
附則
(業務の特例等)

機構が第一項に規定する業務を行う場合における第十七条、第十八条第一項、第十九条第一項、第二十二条、第二十三条及び第三十条第二号の規定の適用については、第十七条中「学資金」とあるのは「学資金」(附則第十四条第一項に規定する第一種学資金を含む。)と、第十八条第一項及び第三十条第二号中「第十三条」とあるのは「第十三条及び附則第十四条第一項」と、第十九条第一項及び第二十三条中「第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務」とあるのは「第十三条第一項第一号に規定する学資金の貸与に係る業務及び附則第十四条第一項に規定する学資金の貸与に係る業務(附帶する業務を除く。)」と、第二十二条第一項中「第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務(第一種学資金に係るものに限る。)」とあるのは「第十三条第一項第一号に規定する学資金の貸与に係る業務(第一種学資金に係るものに限る。)」及び附則第十四条第一項に規定する業務(附帶する業務を除く。)

る業務を除く。)」と、同条第二項中「第十五条第三項又は第十六条の規定により第一種学資貸与金」とあるのは「第十五条第三項若しくは第十六条の規定により第一種学資貸与金の返還を免除したとき又は附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧育英会法第二十三条第三項の規定により第一種学資金」とする。

」と、同条第二項中「第十五条第三項又は第十六条」とあるのは「第十五条第三項、第十六条又は附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧育英会法第二十三条第三項」とする。

○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案				現 行			
別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係）				別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係）			
(略)		(略)		(略)		(略)	
四十七の五 独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）による同法第十一条第一項第一号の学資の貸与及び支給もの	独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）による同法第十一条第一項第一号の学資の貸与及び支給もの	四十七の五 独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）による同法第十一条第一項第一号の学資の貸与及び支給もの	四十七の五 独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）による同法第十一条第一項第一号の学資の貸与及び支給もの	提供を受ける国機関又は法人	事務	提供を受ける国機関又は法人	事務
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）

		別表第一（第九条関係）		別表第一（第九条関係）	
		別表第一（第十九条、第二十一条関係）		別表第一（第十九条、第二十一条関係）	
		情報照会者	事務	情報照会者	事務
(略)	(略)	(略)	事務	(略)	(略)
構	百六 立行政 人日本 生支援 機	独立行政法 人日本学生 支援機構法 による学資 の貸与及 びする事 務であ る者	医療保険者 他の法令に よる給付の 支給を行 うこととさ れてい	独立行政法人 日本学生支 援機構（平成 十五年法律第 九十四号） による学資の 貸与及び支 給に関する事 務であつて主 務省令で定 めるもの	独立行政法人 日本学生支 援機構法（平 成十五年法律 第94号）によ る学資の貸 与に関する事 務であつて主 務省令で定め るもの
主務省令で定 めるもの	百六 立行政 人日本 生支援 機	独立行政法 人日本学生 支援機構法 による学資 の貸与及 びする事 務であ る者	医療保険者 他の法令に よる給付の 支給を行 うこととさ れてい	独立行政法人 日本学生支 援機構（平成 十五年法律第 九十四号） による学資の 貸与及び支 給に関する事 務であつて主 務省令で定 めるもの	独立行政法人 日本学生支 援機構法（平 成十五年法律 第94号）によ る学資の貸 与に関する事 務であつて主 務省令で定め るもの
主務省令で定 めるもの	百六 立行政 人日本 生支援 機	独立行政法 人日本学生 支援機構法 による学資 の貸与及 びする事 務であ る者	医療保険者 他の法令に よる給付の 支給を行 うこととさ れてい	独立行政法人 日本学生支 援機構（平成 十五年法律第 九十四号） による学資の 貸与及び支 給に関する事 務であつて主 務省令で定 めるもの	独立行政法人 日本学生支 援機構法（平 成十五年法律 第94号）によ る学資の貸 与に関する事 務であつて主 務省令で定め るもの

つて主務省
令で定める
もの

厚生労働大臣	者 の年金である給付 ととされ てい るこ とさ れ てい る	国民年金法その他の法令による 年金である給付を行 うこ とさ れ てい る	市町村長	都道府県知事等	都道府県知事	
失業等給付関 係情報であつ て主務省令で あつて主務省 令で定め るもの	省令で定め るもの	国民年金法その他の法令による 年金である給付を行 うこ とさ れ てい る	地方税関係情 報又は住民票 情 報 關係情報であ つて主務省令 で定め るもの	生活保護関 係 情報であつ て主務省令 で定 め るもの	障害者関係情 報であつて主 務省令で定め るもの	めるもの

省令で定め
るもの

厚生労働大臣	者 の年金である給付 ととされ てい るこ とさ れ てい る	国民年金法その他の法令による 年金である給付を行 うこ とさ れ てい る	市町村長	都道府県知事等	都道府県知事	
失業等給付関 係情報であつ て主務省令で あつて主務省 令で定め るもの	省令で定め るもの	国民年金法その他の法令による 年金である給付を行 うこ とさ れ てい る	地方税関係情 報又は住民票 情 報 關係情報であ つて主務省令 で定め るもの	生活保護関 係 情報であつ て主務省令 で定 め るもの	障害者関係情 報であつて主 務省令で定め るもの	めるもの

			(略)	(略)	(略)	
			(略)	(略)	(略)	定めるもの

独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案
～内閣法制局長官御指摘に関する御説明資料～

<目 次>

- 独立行政法人が「国税徴収の例」による対応を行うことについて ………… 1

平成29年1月
文部科学省高等教育局
学生・留学生課

独立行政法人が「国税徴収の例」による対応を行うことについて

(徴収する支給金等の原資の性格（公金であるか否か）の観点からの整理)

1. 独立行政法人日本学生支援機構の学資支給金も原資が公金であることを踏まえれば、偽りその他の不正の行為により給付を受けた場合の徴収に関しては、国税徴収の例によることとすることが適當ではないかとの御指摘を踏まえ、制度の趣旨が異なる年金や保険などを除き、基本的な支給の原資が税金によって賄われている関係法律の規定について確認したところ、該当するものは23件（別紙参照）であった。このうち、

- ・国税徴収の例によることが規定されているものが18件、
- ・地方税の滞納処分の例によることが規定（※1）されているものが4件、
- ・徴収方法に関する規定が設けられていないものが1件（※2）、

となっている。

※1 これら4件については、「徴収金は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第3項に規定する法律で定める歳入とする」とされており、同項の規定（地方税の滞納処分の例により処分することができる）に基づく徴収が可能とされている。

※2 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）のみ

2. また、上記の例を徴収を実施する主体別にみると、

- ・国 : 6件
- ・国または地方公共団体 : 1件
- ・地方公共団体 : 13件
- ・独立行政法人 : 2件（※3）
- ・その他 : 1件（※4）

となっており、必ずしも国または地方公共団体に限られてはいない。

※3 独立行政法人平和祈念事業特別基金

（戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法）

独立行政法人医療品医薬機器総合機構

（特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法）

※4 社会保険診療報酬支払基金

（特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法）

3. 上記の公金を原資とするとの条件では、独立行政法人等が主体となるものは3件であるが、公金だけではなく公金以外の資金も原資に加えられているとし

ている例まで見れば、次の2件も挙げられる。

- ① 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）による徵収（独立行政法人環境再生保全機構が国税徵収の例によって行うもの）
- ② 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第101号）による徵収（地方公共団体が国税徵収の例によって行うもの）

このように、必ずしも支給の原資が100%公金でなくとも、国税徵収の例によることとされている例も存在している。

（学資支給金の不正徵収の考え方）

4. 学資支給金については、今般の改正で、機構の目的及び業務の規定に学資の支給を位置づけ、継続的に実施していく事業であることから、来年度の政府予算案では約70億円を計上しており、また、完成年度で必要とされる約200億円については毎年度の予算措置されるものである。

なお、その原資とする学資支給基金には、寄付等を原資に繰り入れることも認めることとしているが、学資の支給は原則渡し切りのものであるため、仮に一定額の寄付があったとしても、寄付金が経年的に積みあがっていくことは想定し難いことから、あくまで国による予算措置がなされることが原則となる。

5. したがって、機構の行う学資支給金は、その原資を基本的には公金で賄うものであり、「1.」の例からも国税徵収の例によることとするのが適当と考えられること、さらに、下記の点も考慮して、機構の学資支給金の不正受給が生じた場合の徵収については、国税徵収の例によることとする。

- 1) 学資支給金は、経済的に極めて困難がある者に対して支給するものであり、その支給に支障が生じた場合、受給者の学業の継続にも影響を及ぼす可能性があるため、不正等によって給付された場合には、迅速かつ確実に徵収する必要があること。
- 2) 現行法令において、独立行政法人が国税徵収の例によって行うとする規定も存在しており、国税徵収の例によることができる主体として必ずしも国や地方公共団体に限られていないこと（法令用語辞典においても、国税徵収の例による場合は、主体によって限定されるものとはされていない（参考参照）。
- 3) 制度検討の段階において、不正受給の抑制効果を持つ制度とすることこれが適切であるとの意見も強くあったこと。

6. なお、年金は学資の支給と制度趣旨は異なるところであるが、御指摘のあつた日本年金機構については、当該設置法である日本年金機構法（平成19年法律第109号）においては、不正利得に関する徵収規定は設けられておらず、厚生年金保険法（昭和29年法律115号）等の規定において、厚生労働大臣より事務の委託を受け、国税徵収の例によって徵収を行うこととされている。

(参考：「国税徵収の例」(法令用語辞典(学陽書房)より抜粋)

内国税以外の公法上の金銭債権について、国税徵収法及び国税通則法に基づく徵収手続きに準じた徵収手続きを認める場合に用いられる用語である。すなわち、内国税以外の公法上の債権のうち、内国税に類似する性格を有し、したがって、内国税の徵収手続きに準じた手続きにより徵収する合理性と必要性とがあるものについて、新しい制度を設けることなく、国税徵収法及び国税通則法並びにこれらの規定に基づく命令の規定を当てはめ、適用しようとする場合に、この用語が用いられる。

(参照条文)

○地方自治法

(督促、滞納処分等)

第二百三十一条の三 (略)

2 (略)

3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徵収金の先取特權の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4～11 (略)

○ 厚生年金保険法(昭和29年法律115号)

(不正利得の徵収)

第四十条の二 偽りその他不正の手段により保険給付を受けた者があるときは、実施機関は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徵収することができる。

第七十九条 (略)

2 (略)

3 政府は、第一項各号に掲げる事業及び前項に規定する運用の全部又は一部を日本年金機構(以下「機構」という。)に行わせることができる。

4 (略)

(機構への事務の委託)

第一百条の十 厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務を行わせるものとする。

一～七 (略)

八 第四十条の二（附則第二十九条第九項において準用する場合を含む。）の規定による不正利得の徴収に係る事務（第百条の四第一項第二十九号から第三十一号までに掲げる権限を行使する事務及び次条第一項の規定により機構が行う収納、第八十六条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに第三十一号及び第三十三号に掲げる事務を除く。）

九～三十九 (略)

2・3 (略)

	法律と関係規定	実施主体	不正利得の徴収関係規定の有無 (有る場合は、関係規定)
1	<p>難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号) (不正利得の徴収)</p> <p>第三十四条 都道府県は、偽りその他不正の手段により特定医療費の支給を受けた者があるときは、その者から、その特定医療費の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。</p>	地方公共団体	<p>(不正利得の徴収) 第三十四条 (略) 2 (略) 3 前二項の規定による徴収金は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十二条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。</p>
2	<p>生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第百五号) (不正利得の徴収)</p> <p>第十二条 偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者があるときは、都道府県等は、その者から、その支給を受けた生活困窮者住居確保給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。</p>	地方公共団体	<p>(不正利得の徴収) 第十二条 (略) 2 前項の規定による徴収金は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十二条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。</p>
3	<p>子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号) (不正利得の徴収)</p> <p>第十二条 市町村は、偽りその他不正の手段により子どものための教育・保育給付を受けた者があるときは、その者から、その子どものための教育・保育給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。</p>	地方公共団体	<p>(不正利得の徴収) 第十二条 (略) 2 (略) 3 前二項の規定による徴収金は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十二条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。</p>
4	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号) (不正利得の徴収)</p> <p>第八条 市町村(政令で定める医療に係る自立支援医療費の支給に関しては、都道府県とする。以下「市町村等」という。)は、偽りその他不正の手段により自立支援給付を受けた者があるときは、その者から、その自立支援給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。</p>	地方公共団体	<p>(不正利得の徴収) 第八条 (略) 2 (略) 3 前二項の規定による徴収金は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十二条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。</p>
5	<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号) (不正利得の徴収)</p> <p>第三十一条の二 偽りその他不正の手段により母子家庭自立支援給付金の支給を受けた者があるときは、都道府県知事等は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。</p>	地方公共団体	(無し)
6	<p>国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律(平成二十八年法律第七十三号) (不正利得の徴収)</p> <p>第十五条 偽りその他不正の手段により国外犯罪被害弔慰金等の支給を受けた者があるときは、国家公安委員会は、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた国外犯罪被害弔慰金等の額に相当する金額を徴収することができる。</p>	国	(条文中に規定有り)

	法律と関係規定	実施主体	不正利得の徴収関係規定の有無 (有る場合は、関係規定)
7	平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律(平成二十三年法律第九十一号) (不正利得の徴収) 第十一条 偽りその他不正の手段により仮払金の支払を受けた者があるときは、主務大臣は、国税徴収の例により、その者から、その支払を受けた仮払金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。	国	(条文中に規定有り)
8	平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第百七号) (不正利得の徴収) 第十三条 偽りその他不正の手段により子ども手当の支給を受けた者があるときは、市町村長は、国税徴収の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。	地方公共団体	(条文中に規定有り)
9	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(平成二十三年法律第百二十六号) (不正利得の徴収) 第二十一条 偽りその他不正の手段により特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給を受けた者があるときは、支払基金は、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。	基金	(条文中に規定有り)
10	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号) (不正利得の徴収) 第十一条 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給を受けた者があるときは、都道府県知事は、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた就学支援金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。	地方公共団体	(条文中に規定有り)
11	平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号) (不正利得の徴収) 第十三条 偽りその他不正の手段により子ども手当の支給を受けた者があるときは、市町村長は、国税徴収の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。	地方公共団体	(条文中に規定有り)
12	戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法(平成二十二年法律第四十五号) (不正利得の徴収) 第十条 偽りその他不正の手段により特別給付金の支給を受けた者があるときは、基金は、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた特別給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。	独立行政法人	(条文中に規定有り)

	法律と関係規定	実施主体	不正利得の徴収関係規定の有無 (有る場合は、関係規定)
13	<p>新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法(平成二十一年法律第九十八号) (不正利得の徴収)</p> <p>第七条 厚生労働大臣は、偽りその他不正の手段により給付を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その受けた給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。</p>	国	(条文中に規定有り)
14	<p>特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法(平成二十年法律第二号) (不正利得の徴収)</p> <p>第十三条 偽りその他不正の手段により給付金等の支給を受けた者があるときは、機構は、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた給付金等の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。</p>	独立行政法人	(条文中に規定有り)
15	<p>オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成二十年法律第八十号) (不正利得の徴収)</p> <p>第十二条 偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者があるときは、国家公安委員会は、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。</p>	国	(条文中に規定有り)
16	<p>特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第百六十六号) (不正利得の徴収)</p> <p>第二十二条 偽りその他不正の手段により特別障害給付金の支給を受けた者があるときは、厚生労働大臣は、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。</p>	国	(条文中に規定有り)
17	<p>ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成十三年法律第六十三号) (不正利得の徴収)</p> <p>第十条 偽りその他不正の手段により補償金の支給を受けた者があるときは、厚生労働大臣は、国税徴収の例により、その者から、当該補償金の価額の全部又は一部を徴収することができる。</p>	国	(条文中に規定有り)
18	<p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号) (不正利得の徴収)</p> <p>第四十七条 偽りその他不正の手段によりこの法律に基づく給付を受けた者がある場合は、厚生労働大臣(当該給付が都道府県知事により行われた場合にあっては、都道府県知事)は、国税徴収の例により、その者から、当該給付の価額の全部又は一部を徴収することができる。</p>	国 又は 地方公共団体	(条文中に規定有り)

	法律と関係規定	実施主体	不正利得の徴収関係規定の有無 (有る場合は、関係規定)
19	<p>犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和五十五年法律第三十六号) (不正利得の徴収)</p> <p>第十五条 偽りその他不正の手段により犯罪被害者等給付金(仮給付金を含む。以下この項及び第十九条において同じ。)の支給を受けた者があるときは、国家公安委員会は、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた犯罪被害者等給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。</p>	国	(条文中に規定有り)
20	<p>児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号) (不正利得の徴収)</p> <p>第十四条 偽りその他不正の手段により児童手当の支給を受けた者があるときは、市町村長は、地方税の滞納処分の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。</p>	地方公共団体	(条文中に規定有り)
21	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号) (不正利得の徴収)</p> <p>第二十四条 都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長は、偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。</p>	地方公共団体	(条文中に規定有り)
22	<p>児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号) (不正利得の徴収)</p> <p>第二十三条 偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、都道府県知事等は、国税徴収の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。</p>	地方公共団体	(条文中に規定有り)
23	<p>予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号) (不正利得の徴収)</p> <p>第十九条 市町村長は、偽りその他不正の手段により給付を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その受けた給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。</p>	地方公共団体	(条文中に規定有り)